**平成２３年（フ）第５６０号**
札幌市東区東苗穂１条２丁目６番19―14号
債務者　菅原美津子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第５８６号**
札幌市西区八軒６条西２丁目１番３―1004号
債務者　小幡　　牧（旧姓椿原）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６００号**
札幌市手稲区富丘４条７丁目５番15号
債務者　三上ゆかり
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６１７号**
北海道帯広市西19条南２丁目４番８号　オークヒルズ101号室、申立時の住所札幌市西区西野６条２丁目８番８―107号
債務者　江藤　浩稔
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７１０号**
札幌市北区百合が原９丁目７番３号　たんぽぽハイツＣ201号
債務者　炬口　忠弘
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７６３号**
札幌市西区八軒６条西９丁目１番38―202号
債務者　谷口　保雄
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７７９号**
札幌市北区百合が原２丁目２番17号
債務者　川端美和子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８２５号**
札幌市中央区南７条西６丁目７番地16　第81松井ビル202号
債務者　泉　　好次
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８３３号**
札幌市東区北22条東２丁目３番18号　マイルームＢ102号
債務者　小林　弘明
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１００号**
群馬県高崎市新町2512番地３　デリアス102、住民票上の住所群馬県高崎市新町2505番地
債務者　河邊　賢一
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第１０１号**
群馬県高崎市新町2512番地３　デリアス102、住民票上の住所群馬県高崎市新町2505番地
債務者　河邊　君代
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第５５３号**
埼玉県行田市門井町３丁目21番地10
債務者　三橋　祐司
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第１２６号**
埼玉県深谷市菅沼72番地１　田嶋ハイツ105号
債務者　本間　芳達
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第２１号**
千葉県東金市田間242番地11
債務者　植田　貴子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２３年（フ）第３６号**
千葉県山武郡大網白里町北飯塚188番地１　中村貸家３―３
債務者　白木　香織（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２３年（フ）第２７号**
神奈川県座間市相模が丘１丁目34番20―204号　ジースタイル
債務者　近藤　達也
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第７１号**
相模原市南区南台２丁目３番30号　メゾン南台103
債務者　本多　玲子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部